

史料紹介

綱光公記 — 寛正三年曆記(二)・寛正五年曆記(一) —

遠須田桃
藤中田崎
珠牧奈有
紀子保一郎

『東京大学史料編纂所紀要』二〇号・二二号・二二二号所載の「綱光公記 文安三年・四年曆記」「綱光公記 享徳三年曆記」「綱光公記 寛正三年曆記(一)」に続き、今号では広橋綱光の寛正三年(一四六二)曆記一〇月記と二二月記、寛正五年(一四六四)曆記六月記と八月記を翻刻・紹介する。分量の関係で、今号では寛正五年曆記は八月までを収め、九月記以降は次回に掲載する。また本記の性格については二〇号を参照していただきたい。

寛正三年曆記は、現在『綱光公曆記』として国立歴史民俗博物館に所蔵されている(広橋家旧蔵記録文書典籍類H六三―八三八)。間明き二行の同年の書写具注曆一卷に記され、紙背文書はない。題簽には「『済』綱光公曆記(自寛正三年正月一日至十二月卅日 自筆本/首欠(正月欠) 一卷 『綴合改めたる通り』)」とある。寛正三年の綱光は三二歳で、正三位権中納言である。天皇は後花園天皇、將軍は足利義政である。この年、前号所載九月記まででは山名氏と管領細川氏の対立や土一揆の発生など騒然とした状況が見られた。本号で紹介する一〇月記以降でも、一〇月末に土一揆の騒動が起き、淀の住人蓮田氏が誅伐されている。綱

光は伊勢神宮の造営など様々な儀式で実務を勤める一方、源氏物語の談義や連歌・和漢連句などの会に参加している。また十一月一六日条で唐橋在治が告げてきた九条政忠の隠居記事からは、この時期の九条家の家督争いが垣間見え、興味深い。

寛正五年記も、同じく国立歴史民俗博物館に所蔵されている(広橋家旧蔵記録文書典籍類H六三―八三九)。間明き二行の同年の書写具注曆一卷に記され、数カ所の貼り継ぎが見える。貼継紙には書状等の紙背が使用されている。また七月二四日条では到来した繪旨をそのまま貼り継いでいる。題簽には「『済』綱光公曆記(自寛正五年六月十八日至十二月廿九日 自筆本/首間欠(六月十八日首以前、及自七月一日至十日欠) 壹卷 『綴合改めたる通り』)」とある。題箋の通り、年の前半部分が欠けており、現存するのは六月一八日曆からであるが、一七日条と推測される記事の末尾が一八日曆部分まではみ出しており、一部内容を窺うことが可能である。また七月上旬部分も欠けている。

寛正五年時の綱光は三四歳、引き続き正三位権中納言であり、將軍は足利義政である。天皇は、後花園天皇から、七月に第一皇子成仁親王(後

土御門天皇)に譲位する。今号に収める本記前半での大きな話題は、この後土御門天皇への譲位関連であろう。綱光は、費用や、新帝に仕える上臈局の差配を始め、女房名の撰定など関連の仕事に奔走している。後土御門天皇の生母は、藤原孝長の女とされ、内裏の命婦だったようである。あまり身分が高くなかったのか、和氣郷成の猶子として和氣郷子を名乗る。『綱光公曆記』文安三年二月二十七日条では、「ヲフクロ郷成女也」と記され、抹消されている(二〇号参照)。のち和氣保宗の猶子となり、さらに息後土御門の即位に伴って大炊御門信宗の猶子となった。文明一三年(一四八一)に院号宣下され嘉楽門院となる。その生母の叙品や大炊御門信宗の猶子となることなども議題となっている(七月一日条)。綱光は、上皇となった後花園院に足利義政が院司としての拝賀を行なったり、新院の体制を整える際にも奉行を勤めた。

この他、寛正五年の綱光は精力的に様々な儀式的奉行を勤めていた様子が窺える。またその詳細は「別記」に記されたようであるが、現在では失われたものが多い。私的には、万里小路冬房に嫁いだ姉妹の娘が、後土御門天皇の典侍となった。また六月二十九日には、姉妹が室町殿の命により尼五山の一、景愛寺の塔頭建聖院へ入院した。その費用も室町殿が差配したようである。綱光は「家之余慶、其身法徳」とたいへんに喜んでいる。

末尾になるが調査・翻刻を御許可下さった国立歴史民俗博物館に深謝申し上げる。

なお本稿は「日本中世朝廷社会における政務運営システムと公事情報の伝達」(科学研究費補助金・若手研究B 研究代表者遠藤珠紀)の研究成果の一部である。

【凡例】

- ・翻刻に当たっては、具注暦部分は略し、日付と干支のみ、ゴシック体で示した。推測によるものは()を付した。
- ・具注暦に貼り継ぎがなされている場合は、「」で括って示した。
- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追いつみとした。傍書・挿入箇所も適宜本文中に追いつみとした。
- ・本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・尊敬を表す闕字は適宜存した。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。抹消された文字は左傍に、を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。判読不能の文字は☒で示した。
- ・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は「」、人名注など参考のためのものは()に入れ傍に記した。なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示した(例えば室町殿は足利三春あるいは義成でなく義政とした)。入道した者については、まず法名を示し、続いて俗名を示した。
- ・その他、適宜○を付して注記を示した。

寛正三年記

十月大

一日壬戌

晴、早旦出仕、構見參、先奉拜尊神以下之後、行法結願聽聞、所願成就勿論々々、平座広光奉行、公卿日野大納言、參木不參、少納言不前、冷落作法也、自晚雨下、奉行散狀付賜間、及晚帰參、入見參退出、次參陽明、御元服間事也、(近衛房綱)

二日癸亥

晴、早旦向日野亭、陽明御使也、藤相公同道、御元服間事也、一蓋如法酌酢、及晚參御所、依亥子也、禁裏御祝物於長橋局申出、持參御所、秉燭以後御対面如例年、予先進、内裏御祝物、其作法如先年、不及記、次申出頂戴食之退、御台御方、次高倉殿如例年、次參御局、公私申出退出、(日野重子)

四日乙丑

晴、親長卿依相博參、内、宿直退出、次詣三三院坊、御修法事相談申之、(甘露寺)

五日丙寅

晴、依番參、内、宿、依故障冬房卿相博了、(万里小路)

八日己巳

晴、昼程變異御祈卷数持參御所、付申次上野民部大輔、(持類)

九日庚午

晴、自今日被始行御修法、(弘眼)阿闍梨三三院准后令參住給、是變異御祈也、依小法脂燭雲客着布衣、秉燭以前參御所、僧名并散狀進上之、申出御撫物、渡壇奉行、阿闍梨參堂後退出、委有別記、

十日辛未

晴、昼程參御所、定直朝臣申丹州召次兩保守護又押領事、被染宸筆被仰下之間、為伺申也、此事先度被成御判、嚴重令遵行之処、重成押領下知

云々、希代珍事也、以上野伺申処、曲事嚴密被仰付、可被申左右由、得其意可申入云々、飯尾兵衛大夫可加下知由被仰下之間、畏承由申入、退出之次、向日野亭、明日渡御事賀之、美物兩種昨日遣了、有夕飯、(常慶高倉水巻)藤中納言入道等有此席、

十一日壬申

晴、室町殿西芳寺渡御之後、日野亭可有渡御云々、依歡樂今夜不參御所、以人相触脂燭面々了、兩度地震、可恐々々、旬祈念如例、一字三礼書写又如例、(足利義政)

十二日癸酉

晴、御月忌如例、入夜參御所、御修法故也、退出之次、向日野亭、昨日渡御無為珍重由賀之、藤相公以下有此席、有盃酌、数剋雜談、有 \square 輩事、又室町殿時宜殊勝事等被相語、珍重々々、有迎儀悅耳、

十三日甲戌

晴、

十四日乙亥

晴、早旦參、室町殿、修中御加持也、為申次也、有別記、入晚又參、依亥子也、禁裏御物如先度申出、持參、其儀如先々、珍重々々、御祝物拜領之後、御台御方、高倉殿等如例、彼是祝着千幸々々、入夜退出、今日折十合進光聚院、明日渡御儀也、(日野重光)

十五日丙子

晴、時雨下、早旦出仕、御修法結願御卷数、御撫物為申次也、付上野、今日御経御聽聞、次鹿苑寺渡御、次光聚院渡御云々、

十六日丁丑

晴、典侍殿令伴、(広橋頼子)内裏女房達給、御経并二度觀音堂令參詣給、為車云々、雜色二人召進之、參、御所、神宮御祓為披露也、變異御祈分也、次向日野、閑談、

十七日戊寅、

晴、依源氏御談義參 内、(蛭)ほたる也、(伏見宮貞常親王)竹園等無御參、事了退出、

自三宝院益・香合・太刀送給、御祈無為申沙汰祝着由被謝之、

十八日己卯、

晴、

廿日辛巳、

晴、早旦詣三宝院、先日三種祝着由賀申之、次陽明參仕、御元服方事御

内談、帰寿域、參 内、依番也、今日旧院(後小)御国忌御受形有之云々、

廿一日壬午、

晴、旬祈念如例、

廿二日癸未、

晴、(常夏)參 内、源氏御談義也、(夏也)事了後、有御連哥、(四条)隆量卿勲執筆、(成仁親王ノ子、後上御門天皇)親王御方御発句、今日御一献、同御沙汰也、去十二日伏見殿御沙汰也、

次第至私様可有沙汰云々、依所勞早出、不敵々々、

廿三日甲申、

晴、及晚雨下、藤中納言入道・予參 内、為一献申沙汰也、昨日献料各

五百疋付長橋局、今日柳三荷充進上之、於常御所有御一献、及五献、云

天盃、云天酌、祝着畏悦令満足者也、是今度旧領安堵之御礼也(殊)更申之、

万代公私祝着儀也、藤中女中勲酌、依 叡慮也、予持御提、(庭田雅行)源宰相中

将候御前、(松木)宗綱朝臣・(高倉)永熙・菅原在数等勲役送、

廿四日乙酉、

晴、東北兩方入夜炎上、即又相国寺大鐘在声、先參 内、次參 御所、

無程静謐間退出、土一揆所行也、竹田党相国寺警固云々、狼籍断常篇者

歟、為之如何、

廿五日丙戌、

晴、依番參 内、

廿六日丁亥、

晴、亥子也、及晚先參 内、於庭上御物如先度申出、參 御所、先於御

局賜来樂如例、秉燭後人々參 御所、賜御餅、珍重々々、其儀如以前、

所々土一揆猶蓬起(蜂下同)、当東炎上、相国寺大鐘頻有鳴事、為之如何、諸大名

馳向云々、

廿八日己丑、

晴、弁才供養如例、時声在東、即炎上、為之如何、

廿九日庚寅、

晴、土一揆蓬起、出雲路口退散、珍重、令相続、南方口令退散了、応上

意可然事也、為後日各々可有退治云々、

卅日辛卯、

晴、依当番參 内、早旦先參 御所、御卷数持參、依例日無御出、付申

次、十一月小

一日壬辰、

晴、早旦參賀 (足利義政)室町殿、構見參如每朔、珍重々々、入夜參 内、天酌以

後欲退出之处、御連句一折可有御沙汰云々、仍祇候、(東坊城)長清朝臣勲執筆、

曉更以後退出、

二日癸巳、

晴、

三日甲午、

晴、淀蓮田自淀打之、頸付奉行所云々、其外自竹田藤中納言入道為沙汰

注進之、方々為給主加成敗云々、可然事也、

四日乙未、

晴、雪花初下、八幡護摩切符今日先出之、金剛乘院雜掌先奉行辺為催促

云々、近比比分也、

五日丙申、

晴、依番參 内、宿、(万里小路冬房)、依所勞也、

六日丁酉、

晴、竹田持海入来、今度祝着礼云々、对面謝之、存外入来也、為悦、今

夜对屋開炉、有盃酌興、国衙年貢等加催促、又源大夫房上洛、大会事也、

九日庚子、

晴、向日野亭、(近衛政家)陽明元服以下事也、

十日辛丑、

晴、早旦參 御所、(備後甲叔部)有福庄今度守護段錢被懸、及上意之間、(勢九)權門清家不

殘雖歎存、不限一身上者、無力之処、以外責檻之上、為三社領内間、申

御奉書処、今日被免除由、飯尾美濃入道書出、所祝着也、仍御太刀(常恩、貞元)黑

進上之、珍重々々、次去月住吉御卷数、依路次不叶、只今到来間、同付

申付進上之、其後退出、及晚向日野亭、若山大魚賞翫也、復旧儀、尤以

珍重、一門光華也、抑嶋庄(後丹)遵行、今日沙汰之、難泐之処無為神妙、

十二日癸卯、

晴、御月忌如例、參 内、依源氏御談義也、其後有統哥御会、又詠題三

首(寒月、松雪、勳題)、被出之、来廿二日御会時可被取重云々、予雖儒中質、當時

棄此道間、雖故障申、為公私御警固儀由及再三問、(稽古)先預置之、当座輩入

夜有披講、予二首詠進之、誦師今出川大納言、(教季)誦師政為朝臣、為内々儀

五十首也、大閣講師依仰令候講師右方給、(二条兼良)西園寺大納言雖無仰列此座、

如何、(正親町公澄)講師政為朝臣、(實迹)為内々儀、(甘露寺親長)右衛門督・四辻中納言・予等也、其後一献、事

了兩竹園等御退出、次予退出、

十三日甲辰、(貞常親王、成仁親王)

晴、昨日御会申沙汰、頭役今出川大納言・(三条公綱)帥大納言・洞院大納言・(公教)

源宰相中将・(庭田雅行)顯長朝臣等也、来廿二日八可為御和漢云々、

十四日乙巳、

晴、(広橋兼信)祖父入道殿御月忌也、參 内、(甘露寺親長)都護卿依相博也、入夜雪降、

十五日丙午、

晴、雪薄積、嘉例御盃面々申沙汰之、予為 勅使 室町殿參仕之間、不

參 内、例式献料付都護卿、今日仰詞兩条(平野祭、吉田祭)等社訴事也、即奉行可

申付由蒙仰退出、依御寝、入夜披露之、終日祇候、所窮屈也、齋藤

(玄良、基世)遠江入道召仰了、

十六日丁未、

晴、早旦遠江入道為御使入来、平野祭社訴条々、被尋聞食了(畢)嚴重可被仰、

於祭祀者不延引之樣可申沙汰由、被仰下云々、畏承由申入了、明日者難

事行候、任社例他日儀可申沙汰由申入了、即仰旨兼種朝臣召仰了、(下部)

菅宰相入来、左大将隱居給云々、希代事也、

廿日辛亥、

晴、依番參 内、

廿一日壬子、

晴、向日野亭、来月二日 内裏源氏御談義為御聽聞、(勝光)室町殿可有御參

内由、日野大納言可申入由入魂、即申入了、

廿二日癸丑、

晴、平野祭也、依分配參行、有別記、今日大閣講筵之次、一献申沙汰給

云々、然臨期 内裏御風氣間、不及御会云々、所驚存也、入夜參 内、

奉拜 竜顔、無殊御事云々、珍重々々、

廿三日甲寅、

晴、

廿四日乙卯、

晴、朝間時雨下、有地藏講、入夜新嘗祭參行、有別記、

廿五日丙辰、

晴、參 室町殿、散狀入見參、雪花寒嵐入骨、風氣散々、然依番參 内、

宿、菅黃門相伝了、(高辻親長)〔傳〕

廿六日丁巳、

晴、風氣不快、

廿七日戊午、

晴、国衛年貢初五千疋、自官領到來、万々歳儀、珍重々々、(管)〔細川勝元〕

廿八日己未、

晴、弁才供養如例、

廿九日庚申、

晴、早旦參 御所、御卷数持參如毎月、依御虫氣無御出、付申次、(伊勢肥)〔前守也〕
八幡護摩延引、重相尋日次、今日披露之、来月七日分可申沙汰由被仰下者也、

十二月大

一日辛酉、

晴、早旦參賀 (足利義政)〔室町殿〕、構見參如例、珍重々々、有御一献、其後御対面、

入御後面々一盞、祝着々々、光阿弥張行也、補寒意者也、入夜參 内、

被下 天酌、退出、

二日壬戌、

晴、參御所、東寺当季御卷数進上之、付申次大館兵庫頭、将又冠師御祿・(教氏)〔羅織御訪等被下、女房共番間、付申次雖令披露、有御一献間退出、抑飯尾左衛門大夫為御使入来之処、參 御所之間、即同參候、放生会就違乱、他性六位神人相論手長役事、可被成 綸旨由御執奏也、可申沙汰由申入了、〕

三日癸亥、

晴、早旦參 御所、昨日御訪事伺申処、先規如何由被尋下間、(高倉)〔永繼朝臣於御所相尋之間、更無例、然以前羅織死去、新織手不被下者難沙汰出由、申之由言上間、此上者可被下行云々、於冠師者敷地事歎申也、相尋地奉

行可申入云々、畏承由申入了、(伊勢貞頼)〔伊勢守可談合由被仰出間、守彼一見了、〕
将又当月内外典申沙汰事、同伺申入了、

五日乙丑、

晴、依当番參 内、湯付張行、入夜又番頭一盞張行、不無其興、抑御粥

事也、曉更 入御、

七日丁卯、

晴、今日神祇官修造日時定也、上卿小倉中納言、(実行)〔中御門〕宣胤朝臣奉行、是造宮

神奉奉遣故也、伯卿奉行、条々予申沙汰之、東北兩門・北庁四面築地等

惣用、以上六万六千余疋也、折中儀也、外宮段錢先被付其足、又被懸地

口也、今日御參 内、源氏講筵御聽聞也、去二日可有御參処、依御虫氣

延引、(於)〔於〕黒黒戸先有三献、其後大閣被申之、(梅枝)〔梅枝〕梅かえ也、事了於常御所有一

献、数献之後還御、於直廬有一献、予被下御盃、畏悦無極々々、

八日戊辰、

晴、早旦出仕、為 勅使也、昨日御參 内被悦申、殊御馬・御釵御祝着

候、殊更白御太刀・御馬被進之由也、畏存由得其意可申入云々、畏承由

申入置、參 内、申入了、

十日庚午、

晴、冠師御訪可被下也、任先規、以勸進儀、面々可致其沙汰由、可相触

由被仰下間、半人以下書立、室町殿持參、入見參了、三千疋分支配、

或八百疋、或八五十疋充也、一向窮困輩銘々内々其沙汰故也、伊勢守談

合也、先規八家勸進例也、(常慶)〔高倉永豊〕藤中納言入道注進之、

十一日辛未、

晴、冠師御訪、人々雜掌召仰了、十五日以前可致其沙汰由相触了、

十二日壬申、

晴、御月忌如例、(広橋兼郷)〔廣橋兼郷〕

十三日癸酉、

晴、山科言国加首服、日野大納言(勝光)為加冠、最略儀、於宿所遂其節、於彼亭殊更躰也、練貫直衣也、(日野勝光)垂相直衣也、事了二拜、其後有三獻、予煤、抑今日於陽明御元服御習禮也、予參、入夜依召參御所、是陽明御元服御不審事也、二条殿下吉日可被參申題目也、

十四日甲戌、

晴、(山科)言国人來、竹葉等送賜、祝着々々、追可賞翫由返答、神祇修造以下条々問答而已也、抑今日陽明、日野大納言亭渡御、若公同御出、為御習禮也、次有三獻、其後還御、二獻後御帰、如法無興躰也、為之如何、十五日乙亥、

晴、依当番參内、今日造内宮条々日時定并請印政、祈晴奉幣也、上卿万里小路大納言(冬房)、參木左大弁宰相、弁宣胤朝臣(中御門)奉行職等也、珍重々々、此事依遲々、公武別而被念仰、予入魂、俄及日次御沙汰、十九日神奉遣、廿七日遷宮、必定也、条々追可記之、

十六日丙子、

晴、依召參室町殿、被仰下云、御風氣也、明日二条御渡、十九日可被延引由可申云々、畏承由申入了、昨日神宮条々散狀入見參、抑今夜北庁御厨子所御帰座也、遷座去十四日寅刻也、彼是至神宝三千疋被付之、(神宮頭人撰津之親)頭人下行、依北庁修造也、条々可尋記、予条々申沙汰之、(下部)伯卿兼敏朝臣等沙汰也、

十八日戊寅、

晴、内宮神宝、就鳥羽、先日致其沙汰、百疋分、以代外記下行了、十九日己卯、

晴、早旦出仕、二条前殿下參給、是今日陽明若公御元服御不審事可被尋申故也、秉燭之後御元服儀有之、委有別記、抑内宮神宝發遣云々、珍重々々、於長橋局任例、觀覽、如永享、室町殿昨日於神祇官御覽云々、廿一日辛巳、

晴、自御所有召參仕処、今度御元服次第、加銘可進上由也、畏承由申入了、即於御所馳惡筆書進上之、(足利義政)公方様被書遊儀也、仍元服次第、又加冠進退如此書之、依上意也、次着衣冠參内、条々奏事、

廿二日壬午、

晴、雪花下、

廿三日癸未、

晴、日垂相入來、左曆例也、畏悦々々、其外人々入來、方々御卷敷到來、預置者也、

廿五日乙酉、

晴、早旦出仕、今夜如法泰山府君也、(勘解由小路)在貞卿勲仕、入夜出仕、事了、御修法始行、抑貢馬御覽事、廿七日、内宮遷宮当日為廢務日、旁廿九日可被延引由被仰下間、女房奉書以申次披露之、先例如何由被仰下間、無所見候由申之、然者被宥用、如式日者可然由可申入云々、畏承由申入了、尤時宜也、大閣計申沙汰也、内々御覽儀不苦事歟、

廿六日丙戌、

晴、早旦參室町殿、(護)御持僧參賀日也、其外青蓮院僧正・常盤井宮等參賀給、申次永繼朝臣、(高倉)於御対面所、先東衆、次西衆也、

廿七日丁亥、

晴、雪下、早旦出仕、貢馬御延引事、大閣申詞於御前誦進之、肝要、依仰、人々被申所存了、不可苦由被申之、一事兩様申狀也、此分可然由被仰下間、帰參内裏申入了、就此題目、一兩日数々度内裏・室町殿往反、頗計会、為之如何、今日自安禪寺如例年御參内、御一獻、三獻如例、三獻目面々有召出、祝着々々、入夜貢馬見物、事了退出、今日雪御一獻也、先東面衆僧俗御対面、其後西衆撰家以下至地下、其後法中御対面、(御対面)申次永繼朝臣也、事了御一獻始行、

廿八日戊子、

自夜雪下、弁才供養如例、

廿九日己丑、

雪下、向伊勢守宿所、柳代千疋隨身、女房同千疋遣之、留守間申置了、
法眼宿所千疋隨身、同他行間罷帰了、今日香呂・益持来、為悦由謝之、
又柳等遣了、抑神宝奉遣、去廿七日無為由注進到来云々、尤珍重々々、

寛正五年記

(六月)

(十七日九)

○前欠、供料万疋、兼日以御讓位惣用之内下行之、以小御所記録所為壇所、
親主御方御參内、御聽聞、予先為勅使、向壇所、參住一段被悦思食
趣也、畏存由被申返事、以次有言談事、次參内脂燭雅遠朝臣（唐橋）・橋以量・
菅原在数等也、藏人弁俊頭奉行、

(十八日)

晴、雷公在遠嶺、向日野亭、御讓位条々有□□為入魂也、有来楽興、次
騎馬、參大慈院殿、御欲楽事為訪申也、今分ハ御難儀由□□御庵達
謁了、次參陽明、若公明日三宝院御入室間事也、

十九日辛丑、

晴、

廿日壬寅、

晴、御八講始行、如例年、有別記、入夜參陽明、是若公三宝院准后坊御
入室故也、准后可被參申之処、称所勞不其儀、今日若公御衣服等事、家
門御無沙汰事等在之、依之被損氣歟云々、尤儀也、前殿下・三位中将殿
等同令出座給、有三献、若公御狩衣・紅御引部木・御指貫等御事、自門

跡被返進之、無為御入室珍重由、賀申入、退出、

廿四日丙午、

晴、昼間夕立、御八講結願、有別記、事了、各僧俗參賀 室町殿、珍
重々々、于時秉燭以後也、
廿五日丁未、

晴、參内、依番也、

廿六日戊申、

晴、朝參上臈局、正親町一位息女洞院大納言令猶子可召進事、自兼日治
定、然云猶子事、云年齢沙汰、至今夕無音由承及間、參内、於庭上招
季春卿、御沙汰之次第相尋了、猶子事者必定云々、年齢事者強不可及御
沙汰云々、古来有沙汰事也、何不及御沙汰哉由、雖申所存、云闕如、云
臨期可被打置由、勅定上者、不及是非者也、就此儀数刻祇候、種々儀

有之、記無益、凡年齢事者、一往所存也、肝要被猶子儀必定可然事也、
心永度故上臈局不及猶子可參由有其沙汰間、祖父入道殿堅被申所存者
也、是雖為洞院一流三家外不可然故也、陽祿門院者公秀公息女也、典侍
三十初參也、不遠例歟、

廿七日己酉、

晴、參 室町殿、条々伺申之、

廿八日庚戌、

晴、參内、參伏見殿、御造作条々結城方為仰含也、大概事調歟、珍重、
帰參、申其由、退出、

廿九日辛亥、

晴、早旦參 室町殿、御卷数持參御前之後、參御末也抑依重
被略者也、先例大略如此歟、心永家記分明也、然就大闕、関白等申談之

處、無其例、但以准拋之儀、略被越御輪条、何子細候哉由、大閣被申
 之、執柄御所存、多分略由所見之上者、不可有御沙汰□被申□伯(資益主)・兼敏
 朝臣所存同前、在貞(勘解由小路)・有季兩卿所存同大閣御申詞、所詮每事就被計申、
 執柄御所存(通被治定)、於當年(上御門)可有御略由一昨夕被仰下了、是多年諸家
 儀依略也、鹿苑院殿・勝定院(足利義持)・普広院殿御例、如此不相当之間、被守撰
 家之儀者也、於御台御方、不可相替年々儀候也、依御月水障被略之者也、但
 任傍例可被用御代官之處、室町殿御台先々無其例間、可有御略由被仰下
 了、仍女中面々同被略者也、酉下刻、先參日野重相母儀方、是大慈院殿(足利義政女)
 姫君御座故也、南庭、有季卿有御被之儀、其儀如先々、飯尾左衛門大夫
 為種等參会、如年々、北小路尼公(北小路苗子)御台御、被出逢、被謝之、次向儀同三司亭、
 姫君御兩所(德持院殿御弟)今日白地御出也、其儀如去年、次參大慈院殿(院)、
 其儀又以同前、有三献之御盃酌、所畏申也、聖雲庵有御渡令申合了、
 管領御座之、姫君(豐五七)官領奉越云々、先々如此云々、予如去年先於里第、
 取被令越輪、慈母御方以下女中、兼躰以下同之、献盃又如例、祝着々々、
 室町殿御風呂御渡事者、如年々、申刻達蓬屋前、有渡御、入夜還御、
 抑建聖院入院也(慶安是為)、上意被仰付、万疋并段子一段被下之了、時
 宜之旨眉目至、忝畏存之外、無他事、然無力身更難事行事也、大名方々
 當時猶以□況於賓家哉、故芳門雖心御撰、遂以固辭、當時弥計会事也、
 万疋儀更以不可事行上者、可然様可被懸御意由、所々可被申由、先度雖
 申意見、無左右已被申領狀由、後日承問、無力者也、予定一向不可助成
 歟由、被相存故也仍以後一向不申是非之處、無為被遂其節之条、先以祝
 着為悅者也、是併家之余慶、其身法德至也、可貴々々、以万疋大略被沙
 汰合云々、凡近年入院之儀、超過之故、皆以固辭、不可然間、条々被定
 御法云々、以鹿苑院被仰出也、為家尤殊勝御事也、今朝自 室町殿直參
 御寺、賀申者也、入院事了程也、殊更千疋折紙隨身、今日儀歴々前往達
 大略被出之、光華至也、其後帰宅、」

(七月)

十日

十一日壬戌

晴、早旦參 御所、御讓位条々伺申者也、

十二日癸亥

晴、御月忌如例、如年々於瑞雲院有施餓鬼、依念劇不出、

十三日甲子

晴、

十四日乙丑

晴、夕立、早旦依召參 御所、御灯呂、禁裏二・伏見殿一・親王御方一、

可被進、為御使可參申由、以千阿弥被仰下之間、畏承由申入、直持參者

也、南御所千阿弥持參也、於竹園兩親王令出座給、条々御讓位儀有御不

審事、頃之退出、及晚 室町殿等持寺渡御、予又詣瑞雲院、予迎如例、

入夜典侍殿有御出、

十五日丙寅

晴、依番參 内、御靈供如年々、荷葉供御進所々、自撰津兩所又送賜、

祝着万幸々々、明日 行幸被必定、条々奏事、女房達名共并親王

御儀叙品・猶子以下事、有 勅定旨、所詮 室町殿可被申談問事也、

日野大納言可仰舍由被仰下之後、退出、

入夜帰參、天酌以後宿直、

十六日丁卯

晴、今夜御讓位 行幸也、藏人左少弁氏長奉行之、予伝 奏也、有別記、

兼躰供奉、予父子參仕、所祝着也、

十九日庚午

雨下、及晚晴、親王土御門殿渡御、頭中將宗綱朝臣奉行、於御讓位節

会等者、頭弁(中御門)宜胤朝臣奉行之、以上予伝 奏也、每事無為、公私惣別大慶也、有別記、

廿四日乙亥、

晴、今日更申直衣始事、御教書如此、

(貼繼紙)
「着直衣可令參内給者、

天氣所候也、仍上啓如件、

七月廿四日 左中将宗綱

謹上 広橋中納言殿」(綱光) 紙○宿

廿五日丙子、

晴、今朝美物二種進上 室町殿、是今日 内裏・仙洞被進美物故也、細々

自然進上輩可召進由、伊勢備中守示給之間、所召進也、此御進上事、兼

日有御尋日次可及御沙汰歟由雖被仰下、其節御沙汰不可及御沙汰候者、

可然由申入之間、猶除御衰日、今日被進之、各五色被進之云々、仙洞

御使有御尋事、先例不分明間、如 内裏以女房御文被進之云々、此事数

反新大納言局等申談了、伊勢備中守奉行之、

廿六日丁丑、

晴、時々雨下、今日 禁裏御祈始也、兼顯為七瀬御祓使參 内、今度一

人也、

又御拜始也、珍重々々、以上有別記、

抑新典侍局參者也、女中同道之、万代之儀珍重々々、万重相同在座、有

三献盃酌、

廿八日己卯、

晴、弁才供養如例、

廿九日庚辰、

晴、室町殿今夕院司御拜賀被申之、予奉行之、委有別記、

卅日辛巳、

晴、早日參 室町殿、御卷数・御頂戴儀如每朔、次人々御太刀進上之、御拜賀儀也、大閣以下僧俗群參、自西例式參賀給、各御対面、抑自今日八朔風流如年々人々進上之、

八月小

一日壬午、

晴、早日參賀 室町殿、構見參、今日風流如去年進上之、禁裏・仙洞

等同之、旁以珍重々々、自所々到来、添光華也也、

「抑御憑、自 室町殿被進 内裏・仙洞、予為御使先參 院、御重宝共

自御懸壺西面妻戸進上之、別当局自簾中被請取、予候庭上、及手伝進之、

御藏者二人自長櫃取出之、兼置御縁者也、其儀如例候也、色目被注折紙

了、同進御所者也、

一日分、

御釵一腰、白、御香合、紅、別御香呂、銅、

御盃二枚、紅、御絹五十疋、引合十帖、

二日分、

御三具足、銀、段子三端、御盃、

引合十帖、此御物色目如永享云々、

即御返色目、如去年 内裏御返、仍不注付之、内裏御憑御物被納長櫃

之間、重可取參由申入退出、直參 内、西面御湯殿上庭上祇候、長橋局

被出合、自簾中被請取之、如例之、目六同副進之、

一日分、

御釵、白、御香合、紅、御香炉、銅、段子三段、

御絹五十疋、御盃三枚、紅、

二日分、

御葉器、銀、同台、同、御盃、同、金襴、赤、

引合、

御返即賜之、帰参院、先自内裏被進御憑於院、可持参由被仰下之間、段子一端・御盃一枚・御太刀白持参之、自是可被申由也、此事先例雖有御不審、兼日被申談被進云々、室町殿御返賜之、帰参御所、渡左衛門大夫申入了抑伏見殿御返御太刀白・練貫三重・御馬一疋同持参之、

三日甲申、

晴、早旦参御所、今日御憑被進内・院間、為勲御使也、頃之奉行付賜折紙間、先参院如朔日、今日御重宝色目如此、

仙洞 練貫御服十重、金襴一段、御盆一枚、引合十帖、

禁裏 同御服十重、御香蘆胡御盆一枚、引合十帖也、予室町殿御返御盆・香呂拜領間、即畏申入了、

六日丁亥、

晴、今夕於相国寺鹿苑院有大施餓鬼云々、日野重相等不参会間、不参、抑或喝食染分唯着用之間、師弟共被追出云々、是依破御方也、

〔抑今朝相国寺入院也、（業陰等夷）室町殿御出、八葉御車、番頭八人也、御小直

衣着御、殿上人三人、忠富朝臣（高倉）・永継朝臣（飛鳥光）・雅康朝臣、諸大夫相豊朝臣

等参会御寺、布衣侍一人同参会云々委可尋記、布衣侍事、兼日布施下野

守仰合了、入院御出事、必自藥西堂可被告送事也、被亡脚敷間、幸於御

所参会間、相尋之処、念可申沙汰云々、

○半紙空（白あり）

七日戊子、

雨下、或晴、早旦参御所、条々所伺申也、及晚参御寺、今日有転経之間、為聴聞也、帥卿・日野大納言・藤中納言入道・三条宰相中将等也、

頃之渡御、直入御御棧敷、転経了渡御方丈、有懺法御聴聞、御台御方同

之、予等焼香之後則出、

八日己丑、

晴、早旦参御所、御願文御署事申入之後、参御寺、今日拈座常（隱）□・念香竹溪、御仏事為聴聞也、諸大名如昨日参会、御台御方同之御聴聞、事了、室町殿於蔭涼軒被聞食御時者也、御台御方直還御々所、面□御焼香之後、予念退出□参御経供養也、

九日庚寅、

晴、早旦乍直垂、参内、尊号并室町殿兵杖、宣下被行間、為見物也、上卿中院大納言、弁宣胤朝臣、職事兼帶、有別記、即参御所、御太刀

進上之、人々同之、宣旨大外記師藤朝臣持参之、永継朝臣（中原）請取之、付女房覽之、入砂金於筥返賜之、副使祿一重被下之、万代之儀珍重々々、

抑今朝美物二種、注折紙進上之、御精進解故也、公武人々同之、今夜庁始等儀有別記、自内裏・仙洞被進御太刀、自内裏御使予勲之、院

御使執權卿也、自院八御馬也、

十二日癸巳、

晴、御月忌如例、

十四日乙未、

晴、祖父入道殿御月忌如例、

十五日丙申、

晴、放生会依社訴延引、可恐々々、及晚撰津掃部頭馬共引之入来、御

幸供奉料俚借用也、源相公等有此座、勸来楽、入夜分散、又有召者参

入、用馬、然重可被仰由被仰下間退出、代々集可被進内裏御用云々、

入夜月明也、

十六日丁酉、

晴、駒牽俊顕奉行之、公卿西園寺大納言、参木鷲尾宰相、少納言宗賢朝

臣、弁俊顕、引分使言国云々、

十八日己亥、

晴、御靈祭礼無為云々、入晚又参御所、以春日局、直衣始御隨身御訪事、

伺申入之處、可被下也、可下知由被仰下之後退出、

十九日庚子、

晴、御局御出、新主以後初御出也、進御盃者也、御庵(了庵明了)有御渡、菅中納言(高辻繼長)

入來、富場庄事大略可安堵歟、予披露故也、祝着之由謝之、

右大弁宰相(鳥丸益光)・藤宰相等入來、廿三日御幸条々事也、

廿日辛丑、

晴、

廿一日壬寅、

晴、自今日始不動供、山坊主入來、珍重々々、(寛濟)

御幸始、經榮忘他事、

廿三日甲辰、

晴、御幸始也、室町殿御供奉、予又同前、委有別記、入夜還幸、兼顯(広橋)

供奉、祝着々々、

廿五日丙午、

晴、早旦參、室町殿、御幸始御礼、公武僧俗悉群參日也、予御太刀進上

如例、人々同之、摂家以下、申次永繼朝臣也、(直)如常自、内裏白御太

刀被進之、予為勅使、

廿六日丁未、

晴(雨下)今日少々、室町殿參賀方在之云々、

廿七日戊申、

晴、未刻計御院參也、仙洞依叡慮也、仍一獻、及十二獻、御盃台三、

御折大小四十合、被置御湯殿上、於常御所大飲御酒也、御短尺卅首、為

勅題、予一首詠進之、有披講、室町殿令勅読師給、発声飛鳥井前中納言、(雅親)

講頌帥卿・日野大納言・予・右大宰相等也、講師雅康朝臣也、此外參會

公卿被召、御前、被下御酒者也、今日御院參、御小直衣、八葉御車、番

頭八人、諸大夫二人、殿上人忠富・永繼・雅康朝臣也、各着狩衣、連軒、

布衣侍二人等也、

廿八日己酉、

雨下、入夜晴、弁才供養如例、

今朝祈禱結願、寛濟僧都下山、無為所願成就、勿論々々、

抑今夜被行内侍所臨時御神樂云々、警固中間、脂燭輩帶壺弓箭云々、

廿九日庚戌、

晴、早旦參御所、御卷数持參如例、

抑一昨日御院參、勅祿御重宝、日野大納言持參者也、

御銀、(白)御香合、段子三段、縹子二段、御絵二幅、御食籠、金御香呂、

御盆六枚、(此内一枚銀)御馬等也、